

令和5年10月30日

報道関係者各位

橿原市役所 企画戦略部 人事課

## 職員の軽装執務の試行について

### ノーネクタイ・ノージャケットで、より働きやすい職場を目指します

本市では、5月から10月までをエコスタイル期間として、軽装での執務を実施してきたところです。この度、さらなる省エネルギー推進、また働きやすい職場環境や業務効率化の推進のため、試行的にノーネクタイ等の働きやすい服装での執務を実施します。本取組みにご理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

#### ■内容

試行期間：令和5年11月1日～令和6年3月31日

ノーネクタイ・ノージャケットの軽装執務を実施します。

なお、すべての職員にネクタイ・ジャケットの着用を禁じるものではありません。

#### ■留意事項

軽装といえど、公務員として品位を失わない節度ある服装を心がけます。

式典等の場においては、ネクタイ・ジャケットを着用するなど、TPO（時・場所・場合）に応じた服装を心がけます。

<本件に関する問い合わせ先>

橿原市 企画戦略部 人事課

橿原市八木町1-1-18

TEL:0744-47-2633（直通）

担当:下村、隅廣